

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 等 名	道路交通法
根 拠 条 項	第107条の5第9項
処 分 の 概 要	自動車等の運転禁止
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	道路交通法 第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、 第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令 第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、 第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条 （自動車等の運転の禁止の基準）
処 分 基 準	病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先	交通部運転免許課臨時適性検査第二係 （電話06-6908-9121 内線297） 交通部運転免許課意見聴取係 （電話06-6908-9121 内線331）
備 考	